

平成30年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における平成30年度に交付された社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分） 50,168千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 1,477,194千円

（内 訳）

（単位：千円）

区分	費 目	経 費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	258,743	81,932	0	12,117	7,375	157,319
	老人福祉費	133,919	668	0	3,604	5,819	123,828
	児童福祉費	318,112	79,743	0	25,162	9,532	203,675
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	85,150	34,039	0	0	2,258	48,853
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	26,900	18,282	0	0	401	8,217
	介護保険 特別会計繰出金	134,788	1,116	0	0	5,970	127,702
衛生健	保健衛生費	519,582	22,386	0	76,435	18,813	401,948
合 計		1,477,194	238,166	0	117,318	50,168	1,071,542

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。